

県民からの意見・提言等

県立中央図書館の建て替えの件について

発言概要

県立図書館の建て替えに際し3点質問がある。

1つ目は、奇抜なデザインである必要があるのかという点である。東南海地震の警戒がされる中、複雑怪奇なデザインで耐震性を保つ為、必要以上の構造材が必要となっており、書館の目的以上の機能を取り込んではいないか。四角形、吹き抜けなしの単純な構造良いのではないのか。
2つ目は、民間に大型施設を誘致しての間借りではダメなのかという点である。浦和の図書館は大型民間施設に、階の間借りだが、県立図書館だから自前でなくてはいけないのか。
3つ目は、データセンター&ネット閲覧で良いのではないのかという点である。今時の多くの方々は電子書籍での閲覧を望むと思う。ネットでの閲覧なら、利用者は全国になるのではないか。電子書籍のデータは国立図書館がもってるのではないか。維持は、年間利用料など検討は必要である。

回答概要

現図書館の老朽化・狭隘化対策は急務であることから、新図書館の整備は必要であると考えております。

一方で、報道等で御承知のとおり、国からの交付金を財源に充てる予定でしたが、国から「要望に応えることは困難である」旨の連絡があり、その後も協議を重ね、新たな財源確保も検討しましたが、財源不足を生じることとなりました。

そこで、新県立中央図書館の整備につきましては、現計画のまま進めるのではなく、一旦立ち止まって整備方針を見直すこととし、施設の規模や機能、民間活力導入の可否等について検討することとしております。(質問の1・2)

なお、御指摘のとおり、電子書籍については一般的な書籍について普及が進んでおりますが、県立図書館が主に取り扱う専門性の高い資料や調査・研究用の資料は電子化されているものが少なく、かつ高価(紙の本の2～3倍)であるといった課題があります。

また、著作権法上、原則として、公立の図書館が紙の本(資料)を電子化して閲覧に供することや、それが可能な国立国会図書館の電子資料であっても、著作者の許諾を得たものや没後70年の保護期間を経過したものなど、一部の資料しか配信できないといった一定の制約があります。おって、国立国会図書館には電子書籍も納本されておりますが、これらも同じく一定の制約があります。(質問の3)

今後は、いただいた御意見も参考にしながら、県民の誰もが利用してみたいと思う魅力的な施設となるよう、検討してまいります。

主担当課 : 教育委員会 新図書館整備課
電話番号 : 054-221-3519
FAX番号 : 054-221-3362
メール : new_lib@pref.shizuoka.lg.jp